

適格請求書の電子化から経理DXを実現する！
「消費税インボイス制度の全体像と実務対応」

ア ク タ ス 税 理 士 法 人

代表社員 税理士 加藤幸人

- I インボイス制度の概要
- II 売手側におけるインボイス制度のポイント
- III 買手側におけるインボイス制度のポイント
- IV 税額の計算方法
- V 経理DXの実現
- VI 電子インボイス標準仕様の方向性
- VII 準備・検討すべきこと



税務会計

アクタス税理士法人
アクタスマネジメントサービス
アクタス行政書士事務所



人事労務

アクタス社会保険労務士法人
アクタスHRコンサルティング



システム

アクタスITソリューションズ

東京 赤坂事務所

東京 立川事務所

大阪 大阪事務所

長野 長野事務所

税務会計

税務コンサルティング

税務会計顧問、決算申告、グループ通算制度、国際税務、相続税など。

専門性の高い税務コンサルティングでお客様の成長と発展に貢献します。

経営支援コンサルティング

組織再編、企業再生、事業承継、SPC管理、移転価格、公会計など。複雑で特殊な分野のコンサルティングも積極的に取り組み支援します。

経理アウトソーシング

経理アウトソーシング、日本進出企業バックオフィスサービスなど。高い経理力の提供により業務の効率化に貢献します。

人事労務

人事コンサルティング

経営人事アドバイザー、賃金制度、評価制度、採用支援、人材育成、労務監査、IPO支援など。経営視点から人事の課題解決をサポートします。

労務コンサルティング

労務顧問、労務相談、就業規則、未払い残業代、長時間労働、テレワーク導入、メンタルヘルスなど。潜在リスクを抽出し、問題を未然に防ぎます。

給与計算・社会保険手続きアウトソーシング

クラウド給与計算、クラウド社会保険手続きなど。業務改善を含め、アウトソーシングの仕組みを提案。社労士によるリーガルチェックを実施します。

システム

業務改善コンサルティング

バックオフィス業務の電子化、決算早期化、組織の見える化、データ活用など。ITを活用した業務改善により、業務の生産性向上を実現します。

システム導入

ERPやパッケージソフト導入、クラウド活用、RPAによる自動化など。課題解決ソリューションの提案から安定稼働まで、システムに係るすべてをサポートします。

システムアウトソーシング

クラウドシステムの提供、運用、支援など。税理士、社労士と共に、高品質で生産性の高い経理BPO、給与社保BPOサービスを提供します。

I インボイス制度の概要

インボイス制度（適格請求書等保存方式）

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成30年4月
国税庁
(令和2年6月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

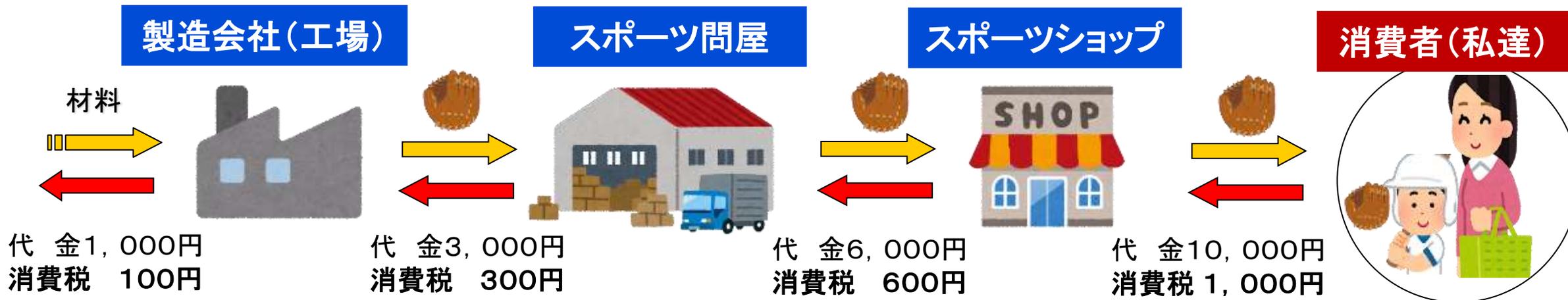
※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません**。

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

消費税の仕組み



【製造会社(工場)】

- ①仕入時に消費税を払う
- ②売上時に消費税を預かる
- ③差額を国に納める

《納める消費税の計算》

売上に係る消費税	300円
仕入に係る消費税	▲100円
納める消費税	<u>200円</u>

【スポーツ問屋】

- ①商品仕入時に消費税を払う
- ②卸販売時に消費税預かる
- ③差額を国に納める

《納める消費税の計算》

売上に係る消費税	600円
仕入に係る消費税	▲300円
納める消費税	<u>300円</u>

【スポーツショップ】

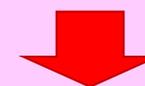
- ①仕入時に消費税を払う
- ②店頭販売時に消費税を預かる
- ③差額を国に納める

《納める消費税の計算》

売上に係る消費税	1,000円
仕入に係る消費税	▲600円
納める消費税	<u>400円</u>

【消費者(私達)】

品物の代金と一緒にお店へ消費税を支払う



**私たちが
消費税1,000円
を負担する！**

- 消費税の実質的な負担者は、**消費者(私達)**である。
- 消費税の納税義務者は、**事業者(企業等)**である。
- 多段階課税で、税の累積を控除する仕組みを取っている。

■請求書等保存方式とは

【消費税法】

(仕入れに係る消費税額の控除)

第30条7項 第一項の規定(仕入税額控除の規定)は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(略)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。(略)

⇒仕入税額控除を行うために帳簿及び請求書等の保存が義務づけられている

■「帳簿」の記載事項(区分記載請求書)

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

XX年		総勘定元帳(仕入)		(税込経理)	
月	日	摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

※国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」(令和3年8月版)より

■「区分記載請求書」の記載事項

- ①区分記載請求書発行者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス制度までの変更内容

	請求書等保存方式 (令和元年9月末まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、 地方消費税率1.7%)	標準税率10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)	
(買手) 仕入税額控除 の要件	帳簿及び請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 (経過措置あり) ※適格請求書発行事業者の登録は令和3 年10月1日開始
(売手) 請求書の交付	交付義務なし ※免税事業者も発行可		交付義務あり ※免税事業者は発行不可
請求書等の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込み) ・受領者の氏名又は名称 	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の 譲渡等の対価の額(税込み) ※上記の①②は交付を受けた事業者の追 記可	左記に加え ①適格請求書発行事業者の登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※「税率ごとに区分して合計した課税資産 の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税 込価額
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	<ul style="list-style-type: none"> ・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」 のいずれかの方法によることが可能

インボイス制度までの変更内容 請求書の記載事項

(参考) 請求書等保存方式
(令和元年9月末まで)

区分記載請求書等保存方式
(令和元年10月～)

適格請求書等保存方式
(令和5年10月～)

請求書等の記載事項

請求書

株〇〇御中 XX年11月30日

11月分 129,600円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		129,600円

△△商事株

- 書類の作成者の氏名又は名称
- 資産の譲渡等の年月日
- 課税資産の譲渡等に係る内容
- 課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株〇〇御中 XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 △△商事株

- 請求書等保存方式の請求書等の記載事項に、以下を加えます。
- 軽減対象資産の譲渡等である旨
 - 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)
- ※ ①及び②の追加記載事項は受領者による追記可

請求書

株〇〇御中 XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※軽減税率対象 △△商事株

登録番号 T12345.....

- 区分記載請求書等の記載事項に、以下を加えます。
- 登録番号
 - 税率ごとの消費税額及び適用税率
- ※ 税率ごとに区分して合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。

売手

請求書の発行
(交付義務なし)



インボイス制度
適格請求書の交付義務



- ☑ 適格請求書発行事業者の登録
- ☑ 適格請求書発行事業者の義務
- ☑ 適格請求書の内容
 - ・記載事項
 - ・端数処理
 - ・電磁的記録での提供・保存
 - ・適格返還請求書



免税事業者である場合の対応

買手

仕入税額控除のための
帳簿及び請求書の保存



インボイス制度
帳簿及び適格請求書の保存



- ☑ 帳簿及び請求書の保存
- ☑ 帳簿の記載内容
- ☑ 帳簿のみ保存での仕入税額控除
- ☑ 仕入明細書の取扱い
- ☑ 税額計算の方法
- ☑ 経理処理方法の注意点



免税事業者からの仕入等の対応

免税事業者からの仕入れ等

売 手

■ 課税事業者との取引

適格請求書発行事業者であるタクシーに乗った場合



【適格簡易請求書等】

領 収 書	
2023年10月1日	
運賃	1,000円
消費税	100円
(消費税率10%)	
領収額	1,100円
加藤交通株式会社	
登録番号 T1234567890123	

■ 免税事業者との取引

免税事業者であるタクシーに乗った場合



【領収書】

領 収 書	
2023年10月1日	
領収額	1,100円
加藤タクシー	

買 手

借方	金額	貸方	金額
旅費交通費	1,000円	現 金	1,100円
仮払消費税	100円		

借方	金額	貸方	金額
旅費交通費	1,100円	現 金	1,100円

同じ請求金額であるとする、仮払消費税を計上できないため、コストがアップすることになる。

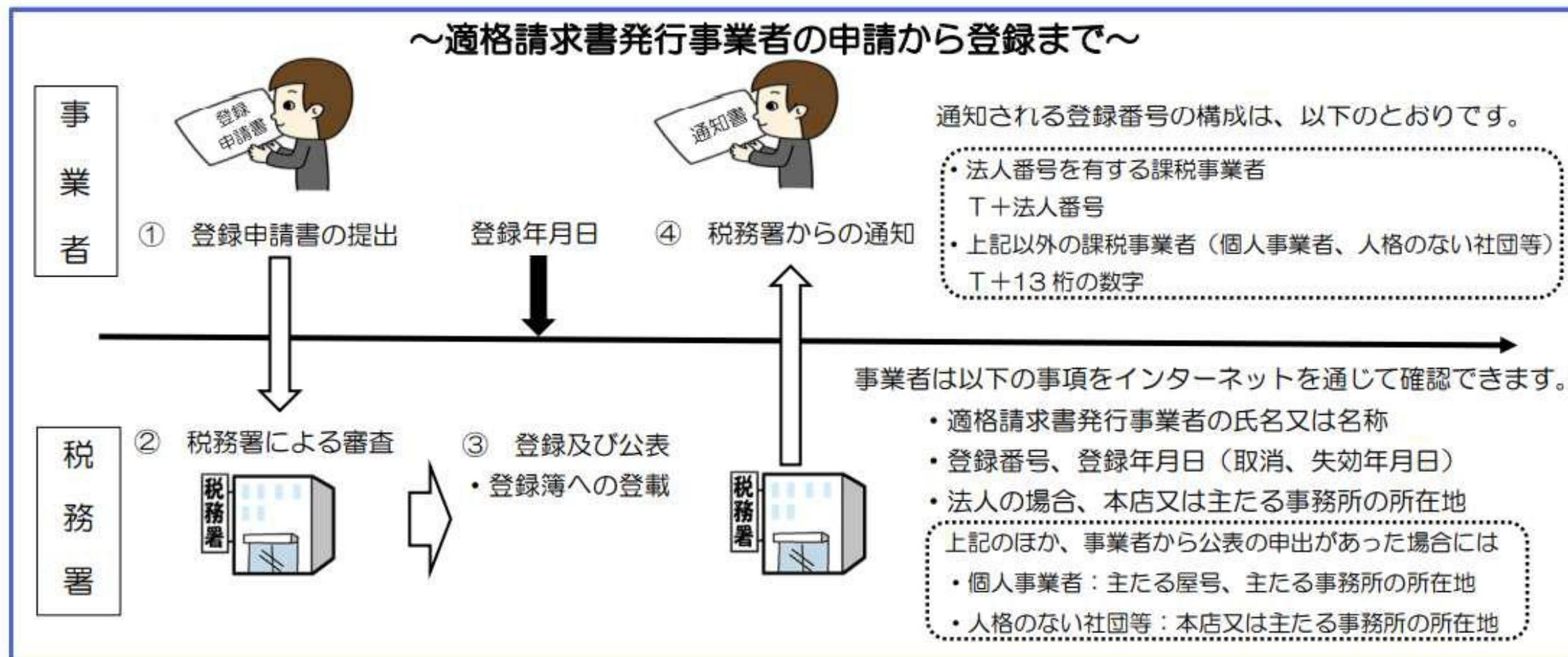
【免税事業者の対応策】

1. 課税事業者となる
⇒ 適格請求書発行事業者の登録をする
⇒ 消費税の申告義務が発生する(簡易課税制度の適用を検討)
2. 取引金額を1,000円とする

Ⅱ 売手側におけるインボイス制度のポイント

適格請求書発行事業者の登録

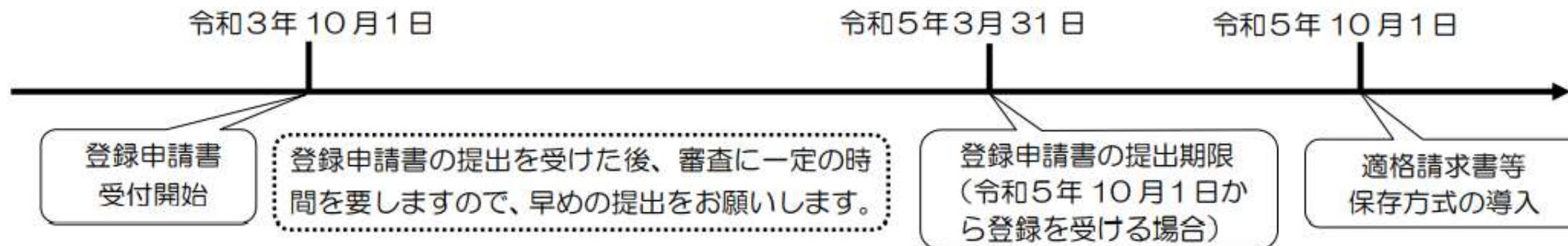
- 適格請求書を交付できるのは、「**適格請求書発行事業者**」に限られる。
- 税務署長に「適格請求書発行事業者の**登録申請書**」を提出し、登録を受ける必要がある。
- **課税事業者**でなければ登録を受けることはできない。



- 登録申請書の受け付け開始は、**令和3年10月1日**から。
- 令和5年10月1日からの登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日まで**に申請書を提出する。
- ただし、**困難な事情**がある場合は、**令和5年9月30日まで**に申請書を提出する。
- その場合の「困難な事情」の程度は問わない。

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには**、原則として、**令和5年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



※国税庁「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」(平成30年4月)(令和2年6月改訂)より

■適格請求書発行事業者の適格請求書等の交付義務

- 適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限る)からの求めに応じて**適格請求書の交付義務**がある。
 - ① 適格請求書の**交付義務**
 - ② 適格返還請求書の**交付義務**
 - ③ 修正した適格請求書の**交付義務**
 - ④ 上記①から③の**写しを保存する義務**
- 適格請求書発行事業者は、これらの交付に代えて、**電磁的記録を提供**することができる。
- 小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、「**適格簡易請求書**」を交付することができる。
- 免税取引、非課税取引、不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されない。

■適格請求書の交付義務の免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の**交付義務が免除**される。

- ①3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。)
- ③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。)
- ④3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る。)

適格請求書等の記載事項

● 適格請求書の様式は、法令等で定められてはいない。

● 必要な事項が記載された書類であれば、その名称を問わず適格請求書に該当する。

● 一の書類のみで全ての記載事項を満たさなくても、

① 交付された書類の相互の関連が明確であり、

② 交付された事業者が内容を適正に認識できる場合には、

これら複数の書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなる。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等の取引について、交付することができます。

請求書 △△商事(株)
登録番号 T012345・・・

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
	8%対象 40,000円	消費税 3,200円
	10%対象 80,000円	消費税 8,000円

③ ※ 軽減税率対象

※国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」(令和3年8月版)57頁より

スーパー〇〇
東京都……………
登録番号 T123456・・・

領収証

××年11月30日

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
(内消費税額)		¥24
(内消費税額)		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

※ 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

適格請求書の端数処理のQ&A

※消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 平成30年6月(令和4年4月改訂) 国税庁

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問55 ①当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。令和5年10月から、納品書に税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、**納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。**②また、その場合、**端数処理はどのように行えばよいでしょうか。**【平成30年11月追加】【令和2年9月改訂】

【答】

①適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など)で交付されていれば、**これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます**(インボイス通達3-1)。

このため、ご質問のように納品書に「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

②この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、**納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。**

請求書
株〇〇御中 XX年11月1日
10月分(10/1~10/31)
109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	12,800円
No.0012	5,460円
No.0013	5,480円
⋮	⋮
合計	109,200円

△△商事株
登録番号 T1234567890123

納品書
納品No.0013 株〇〇御中 △△商事株
納品No.0012 株〇〇御中 △△商事株
納品No.0011 株〇〇御中 △△商事株
下記の商品を納品いたします。
XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,300円
割り箸	1,100円
ビール	4,000円
合計	12,800円
10%対象	5,100円(消費税464円)
8%対象	7,700円(消費税570円)

※印は軽減税率対象商品

(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。
例) 合計 109,200円(消費税8%:3,200円/10%:6,000円)
合計 109,200円(消費税9,200円) 等
なお、当該消費税額等の合計額については、法令上において記載を求める適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりませんのでご注意ください。

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき税率ごとに1回

■ 適格返還請求書の交付義務

適格請求書発行事業者には、課税事業者に**返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等**を行う場合、「適格**返還**請求書」の交付義務が課されている。

■ 適格返還請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及び**その売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日**
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

■ 売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日

- ・適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で**一定の期間**の記載で差し支えない
- ・**月単位**や「**○月～△月分**」といった記載も認められる
- ・返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を記載することも差し支えない
- ・「前月末日」や「最終販売年月日」を「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として記載することも、そのような処理が合理的な方法として継続して行われているのであれば、認められる

適格返還請求書のQ&A

※消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 平成30年6月(令和4年4月改訂) 国税庁

(販売奨励金等の請求書)

問52 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先(当社の売上先)に販売奨励金を支払うこととしています。販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対価の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。【平成30年11月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します(基通14-1-2)ので、貴社は、取引先に対し、適格返還請求書を交付する義務があります(新消法57の4③)。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

(略※)

ご質問の場合、取引先が作成する書類である奨励金請求書に販売奨励金に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方との間で、貴社の売上げに係る対価の返還等の内容について記載された書類が共有されていますので、貴社は、改めて、適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

【適格返還請求書として必要な事項が記載された販売奨励金に係る請求書の記載例】

XX年12月15日

奨励金請求書

(株)〇〇御中
登録番号 T1234567890123

11月分 21,800円(税込)

取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円(消費税 1,000円)	
8%対象	10,800円(消費税 800円)	

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)

記載事項①

記載事項②

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤
「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能です。

※省略部分は、前頁の「■適格返還請求書の記載事項」を参照

【参考】売掛金の回収時に減額された振込手数料相当額

■事例

銀行振込での売掛金100,000円の回収にあたり、振込手数料相当額の500円が差し引かれ、99,500円が振り込まれた。

■現行での一般的な仕訳例

借方	金額	貸方	金額
普通預金	99,500	売掛金	100,000
支払手数料(課10%)	500		

- ・買手側が振込手数料500円を負担した場合には、売掛金100,000円が全額入金される
- ・振込手数料500円を売手側の負担とした場合には、差額99,500円が入金される。
- ・その振込手数料は、当方(売手側)が銀行に支払ったわけではないので、その領収書はない。
- ・インボイス制度においては、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除が受けられない。

■インボイス制度での対応方法の例 (税務通信3678号、3679号、3682号参照)

- ① 売手側負担の振込手数料相当分は「**売上値引き**」として処理する。
⇒ 適格返還請求書の交付を行う。記載要件を満たす簡易的な入金確認書類を交付する。
- ② 買手側が「**立替払い**」したとする
⇒ 買手側発行の立替金精算書と適格請求書の写し又は一定の記載のある立替金精算書を交付する。
- ③ 買手側から「**振込みに係る役務提供**」を受けたとする
⇒ 事前に契約書や請求書でその旨を記載し、加えて適格請求書の記載事項を記載しておく。

Ⅲ 買手側におけるインボイス制度のポイント

適格請求書等保存方式では、適格請求書などの交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した**帳簿及び適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となる。

■「帳簿」の記載事項

現行の区分記載請求書保存方式における記載事項と同様(前掲)

■保存すべき「適格請求書」の範囲

- ①適格請求書又は適格簡易請求書
- ②適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書等(課税仕入相手方の確認を受けたものに限る)
- ③卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④上記①から③の書類に係る電磁的記録

■帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の輸送
- ② 適格簡易請求書の記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等
- ⑥ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当費に係る課税仕入れ

仕入明細書での仕入税額控除

- **買手が作成**する一定の事項が記載された**仕入明細書等を保存**することで、仕入税額控除の適用を受けることができる。
- 仕入明細書に記載する**登録番号**は、**課税仕入れの相手方(売手)**のものとなる。
- 仕入明細書は、**課税仕入れの相手方(売手)**の**確認**を受けたものに限られる。

【記載例】

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② **課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号**
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書
《4月分》 ○年○月○日
●●(株) 御中 (株)△△
登録番号: T123456...
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済みとします。

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	支払金額(税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	500
	3	食品※	8%	5,900
		...		
合計		支払金額(税抜)	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

※国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」(令和3年8月版)より

問67 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすようですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。【令和2年9月改訂】

【答】

仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する**仕入明細書等**は、**相手方の確認**を受けたものに限られます(新消法 30 ⑨三、インボイス通達4-6)。この相手方の確認を受ける方法としては、例えば、

- ①仕入明細書等の記載内容を、**通信回線等**を通じて相手方の**端末機**に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ②仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につき**インターネット**や**電子メール**などを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、**一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等**を締結した場合におけるその**一定期間を経たもの**があります。

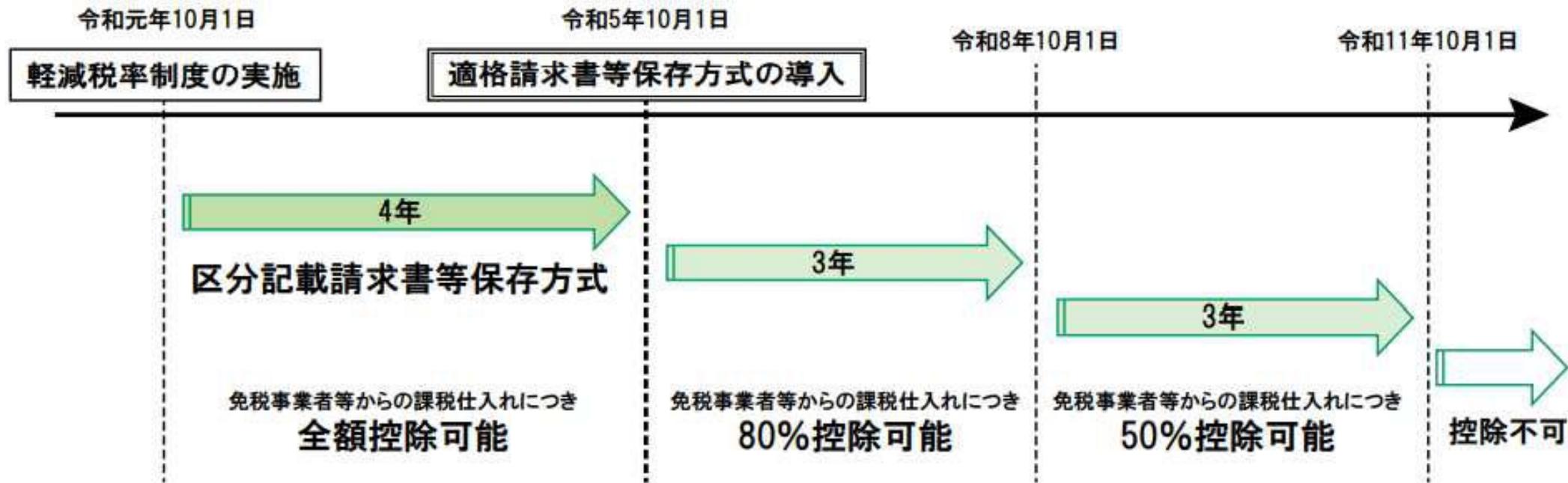
なお、③については、

- ・仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、又は提供し、了承を得る。
- ・仕入明細書等又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、又は記録し、相手方の了承を得る。

といったように、仕入明細書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかであれば、相手方の確認を受けたものとなります。

免税事業者からの課税仕入に係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など**適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ**については、**仕入税額控除はできなくなる**。
- ただし、制度導入後**6年間**は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる**経過措置**がある。
- この経過措置の適用にあたっては、免税事業者から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された**請求書等の保存**と、この経過措置の適用を受ける旨を記載した**帳簿の保存**が必要となる。



※国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」(令和2年8月版)より

免税事業者からの課税仕入に係る経過措置の経理処理

※令和3年改正消費税経理通達関係 Q&A 令和3年2月 国税庁

問1 令和3年2月の消費税経理通達の改正の趣旨を教えてください。

【回答】(抜粋) ……インボイス制度導入後は、課税仕入れであっても適格請求書又は適格簡易請求書の保存がないものは原則として仕入税額控除の適用を受けることができないため、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ(古物営業を営む者が棚卸資産を取得する取引 等を除きます。以下同じです。)について仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税額はならないこととなります。この点、法人税では、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額が仮払消費税等の額とされていますので、税務上は仮払消費税等の額がないこととなります(法令139の4⑤⑥、法規28②)。このため、令和3年2月、消費税経理通達を改正し、仮に法人が適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについてインボイス制度導入前のように仮払消費税等の額として経理した金額があっても、税務上は当該仮払消費税等の額として経理した金額を取引の対価の額に算入して法人税の所得金額の計算を行うことを明らかにしました。具体的な税務調整の例については、以下の問を参照してください。

問3 当社(飲食業)は、インボイス制度導入後である令和5年10月1日に**免税事業者から国内にある店舗用の建物を取得**し、その対価として**1,100万円**を支払いました。当社は税抜経理方式で経理していますが、この場合の課税仕入れに係る法人税の取扱いはどうなりますか。

【回答】 支払対価の額のうち、**80万円を仮払消費税等の額**として取引の対価から区分し、**1,020万円を建物の取得価額**として法人税の所得金額の計算を行うこととなります。

【解説】 インボイス制度導入後、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に行われた 適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80を乗じて算出した金額を課税仕入れに係る消費税額とみなすこととされています(28年改正法附則52①)。すなわち、インボイス制度導入前の課税仕入れに係る消費税額の80%相当額について仕入税額控除の適用を受けることができます。このため、法人が税抜経理方式で経理している場合において、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、支払対価の額のうちインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の80%相当額を仮払消費税等の額とし、残額を建物の取得価額として法人税の所得金額の計算を行うこととなります(新経理通達3の2、経過取扱い(2))。

- **インボイス制度を契機**に免税事業者と取引条件を見直すことは**直ちに問題とはならない**。
- 独占禁止法の「**優越的地位の濫用**」に抵触しないような対応が必要となる。
- 一方的な取引対価の引き下げをならないように、**双方が納得した適正な価格交渉**が必要となる。

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

令和4年1月19日 財務省 公正取引委員会 経済産業省 中小企業庁 国土交通省

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します。

- 1 取引対価の引下げ
- 2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品
- 3 協賛金等の負担の要請等
- 4 購入・利用強制
- 5 取引の停止
- 6 登録事業者となるような懲罰等

※「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」Q7参照 令和4年1月19日、令和4年3月8日改正

●優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、**双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。**

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで**著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。**

6 登録事業者となるような慫慂等(令和4年3月8日改正)

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、**課税事業者になるよう要請**することがあります。このような**要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。**

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、**取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告**することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。

■3万円未満の課税仕入れ等

現行、「**3万円未満の課税仕入れ**」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された**帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる**旨が規定されているが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は**廃止**される。

■請求書への追記

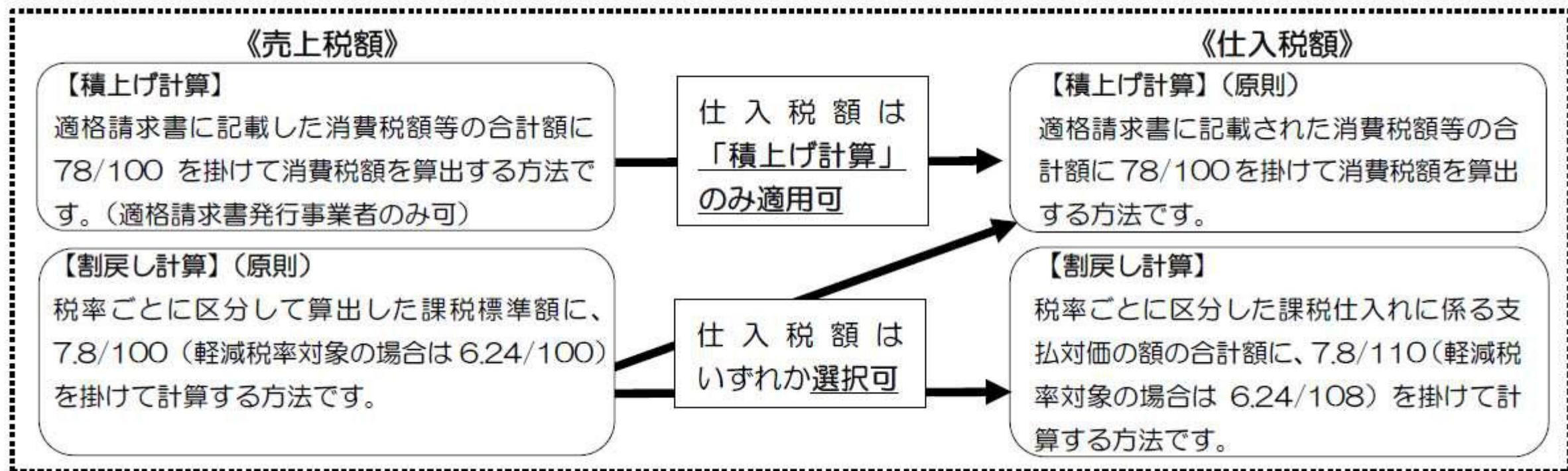
適格請求書等保存方式の導入前の**区分記載請求書等保存方式**のもとでは、仕入先から交付された請求書等に、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引事実に基づき追記することができるが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような**追記をすることはできなくなる**。

■簡易課税制度を選択している場合の請求書の保存要件

- ・簡易課税制度は、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度である。
- ・具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（例えば、卸売業は90%など）を掛けて計算した金額が仕入控除税額となる。
- ・そのため、**簡易課税制度を選択している場合には、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではない**。

IV 税額の計算方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができる。
 - ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「**積上げ計算**」
 - ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「**割り戻し計算**」
- 売上税額を「積上げ計算」により算出した場合には、仕入税額も「積上げ計算」によらなければならない。
- 売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは「適格請求書発行事業者」に限られる。

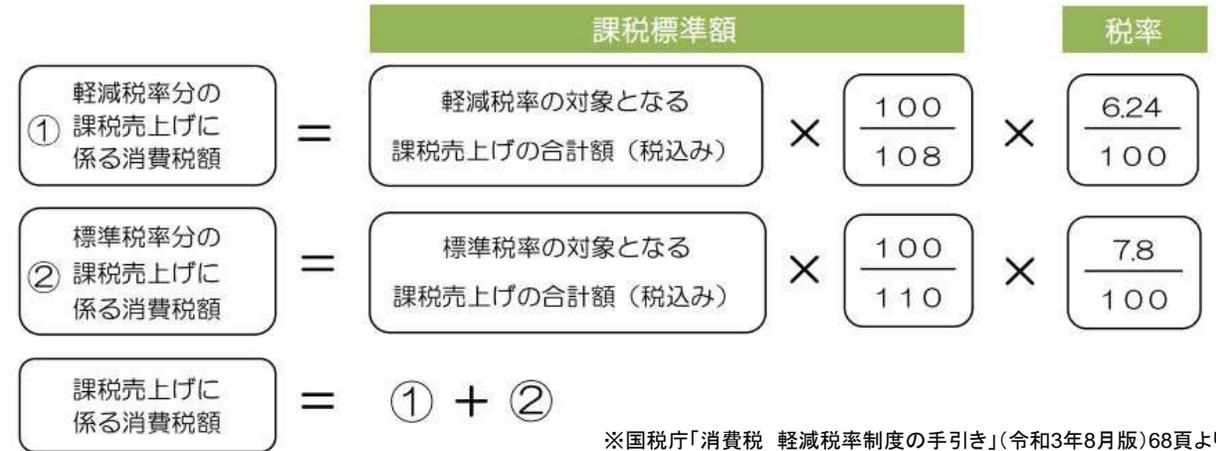


※国税庁「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」(平成30年4月)(令和2年6月改訂)より

- 売上税額の計算は、**原則**は「**割戻し計算**」である。
- 取引先ごとに「割戻し計算」と「積上げ計算」を分けて適用するなどの併用も認められる。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算した場合、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければならない。

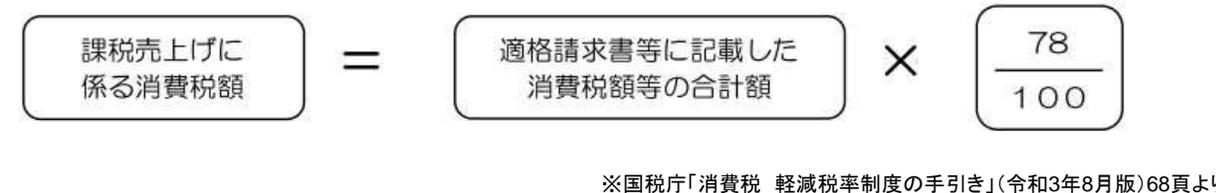
1. 原則【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率(6.24%又は7.8%)を掛けて売上税額を算出。



2. 特例【積上げ計算】

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書(適格請求書等)の写しを保存している場合には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて売上税額とすることができる。



※適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできない。

- 仕入税額の計算は、原則は「積上げ計算」である。
- 仕入税額の積上げ計算は、「請求書等積上げ計算」と「帳簿積上げ計算」があり、併用は認められる。
- 「請求書等積上げ計算・帳簿積上げ計算」と「総額割戻し計算」の併用は認められない。

1. 原則【積上げ計算】

①請求書等積上げ計算

交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出する。

②帳簿積上げ計算

課税仕入れの都度(注)、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入)を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法。

(注)1月分をまとめた請求書等を交付される場合に、交付された都度帳簿に仮払消費税等として計上するなど、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて計上する場合を含む。

2. 特例【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れ等の合計額(税込み)に、110分の7.8又は軽減税率の場合は108分の6.24を掛けて、仕入税額を算出することができる。

仕入税額の「割戻し計算」は、売上税額を「割戻し計算」する場合に限られる。

税額の計算方法(まとめ)

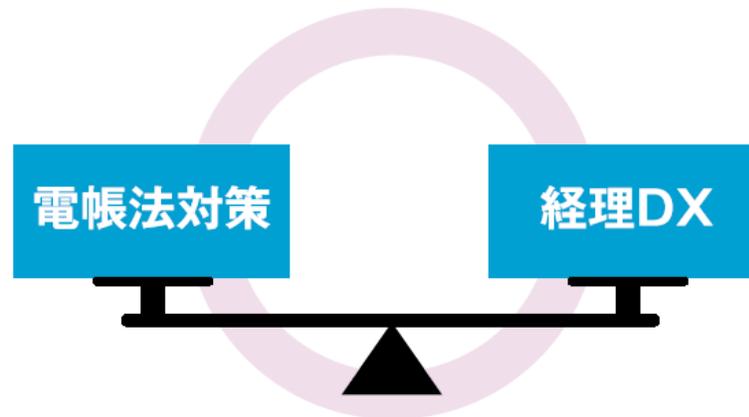
※インボイス通達3-13、4-3参照

売上税額の計算	仕入税額の計算
<p>原則:「総額割戻し方式」 特例:「適格請求書等積上げ方式」 ※原則と特例の併用は可能</p>	<p>原則:「請求書等積上げ方式」「帳簿積上げ方式」 特例:「総額割戻し方式」 ※原則と特例の併用は不可 ※原則の併用は可能</p>
<p>原則:「総額割戻し方式」 税率ごとに区分して合計した課税標準額(税抜)に7.8/100(軽減は6.24/100)を掛けて計算する方法 →標準 課税標準額(税抜)×7.8/100 →軽減 課税標準額(税抜)×6.24/100</p>	<p>①原則:「請求書等積上げ方式」 適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法 →適格請求書に記載された消費税額等の合計額×78/100</p>
	<p>②原則:「帳簿積上げ方式」 課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110(軽減8/108)を乗じて算出した金額を仮払消費税額等などとし帳簿に記載している場合、その合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法 →帳簿に記載した消費税額等の合計額×78/100</p>
	<p>③特例:「総額割戻し方式」 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(税込)に、7.8/110(軽減は6.24/108)を掛けて計算する方法 →標準 課税仕入れの支払対価(税込)×7.8/110 →軽減 課税仕入れの支払対価(税込)×6.24/108</p>
<p>特例:「適格請求書等積上げ方式」 適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法(適格請求書発行事業者のみ可能) →適格請求書に記載した消費税額等の合計額×78/100</p>	<p>①原則:「請求書等積上げ方式」</p>
	<p>②原則:「帳簿積上げ方式」</p>

V 経理DXの実現

経理における、本来的な目的は、
「電子化・ペーパーレス化＝経理DX」により
コスト削減・生産性向上・働き方改革・テレワーク等を
実現することである！

電子帳簿保存法等を活用した経理DXの実現



◎ 生産性が向上し、コスト削減も実現

「電帳法対策」と「経理DX」を両立して実現していく。

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは

デジタイゼーション
Digitization

情報のデジタル化

既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること

※総務省「令和3年情報通信白書」より

デジタライゼーション
Digitalization

プロセスのデジタル化

組織のビジネスモデル全体を一新し、クライアントやパートナーに対してサービスを提供するより良い方法を構築すること

※総務省「令和3年情報通信白書」より

デジタル
トランスフォーメーション
Digital
Transformation

デジタルデータとデジタル技術による企業変革

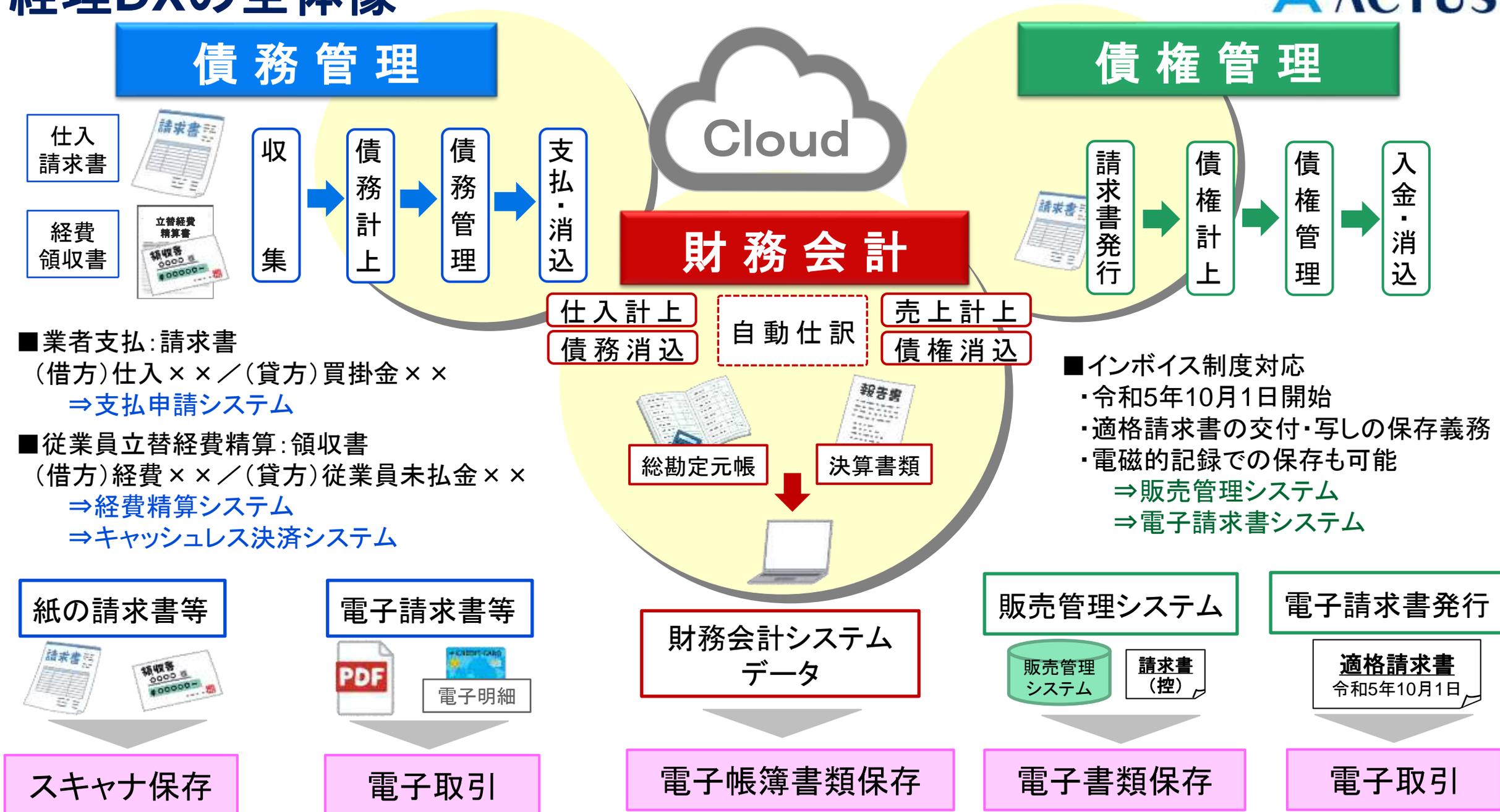
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

※経済産業省
「中堅・中小企業等向け『デジタルガバナンス・コード』実践の手引き」
2018年 経済産業省「DX 推進ガイドライン」における定義として

経理DX ⇒ 経理変革

- ① 3つの業務で経理業務を整理する
⇒債務管理・債権管理・財務会計
- ② クラウドを活用する
⇒低予算、早期導入、疑似的なERPを実現
- ③ ITツール、システムを活用する
⇒今までと同じことをやっていると改革にならない、予算もかける
- ④ 電子化を実現する
⇒紙文化から脱却する
- ⑤ 電子データ中心の業務プロセスに変える
⇒仕訳入力レス、ペーパーレス、業務レス等を実現する
- ⑥ 制度対応を実現する
⇒電子帳簿保存法の活用、電子取引への対応、電子インボイス対応

経理DXの全体像



業者支払: 請求書

(借方)仕入 × × / (貸方)買掛金 × ×

⇒ 支払申請システム

従業員立替経費精算: 領収書

(借方)経費 × × / (貸方)従業員未払金 × ×

⇒ 経費精算システム

⇒ キャッシュレス決済システム

インボイス制度対応

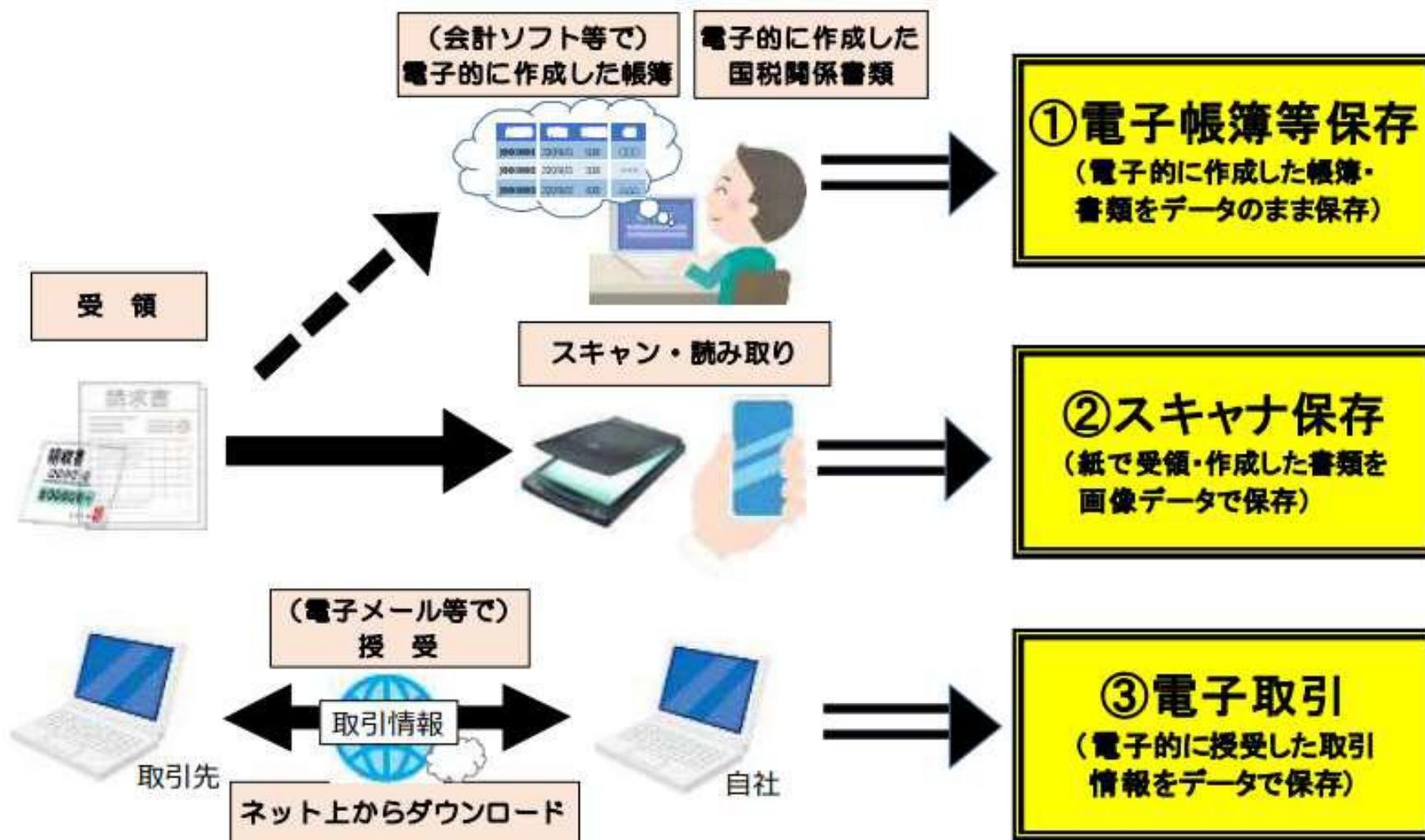
- 令和5年10月1日開始
 - 適格請求書の交付・写しの保存義務
 - 電磁的記録での保存も可能
- ⇒ 販売管理システム
⇒ 電子請求書システム

電子帳簿保存法の概要

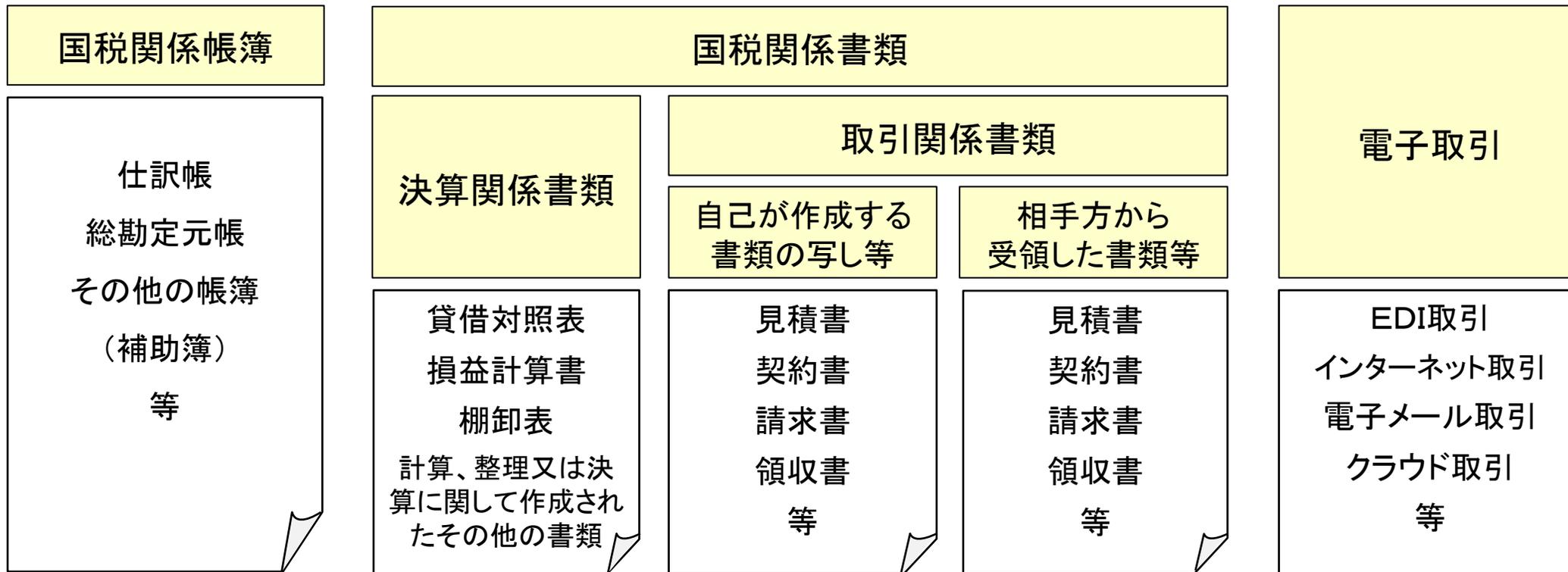
「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(平成10年7月施行)

「電子帳簿保存法が改正されました」 令和3年5月

※国税庁資料より



電子帳簿保存法の概要 帳簿・書類の範囲



帳簿データの
備付け及び保存
(法4条1項)

電子データの保存
(法4条2項)

スキャナ保存
(法4条3項)

電磁的記録の保存
(法7条)

※自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合

※自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合

※保存要件あり

※保存要件あり

電子帳簿等保存

スキャナ保存

電子取引に係るデータ保存

経理DXのために2年を賢く活用

		2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
電子帳簿保存法	電子帳簿等 保存制度		要件緩和	→	
	スキャナ 保存制度		要件緩和	→	
	電子取引データ 保存制度		宥恕措置(猶予)2年 ←→		保存要件での 保存義務開始 →
消費税	インボイス制度	10月1日 適格請求書発行 事業者の登録開始		10月1日 インボイス制度 開始	→



■電磁的記録での提供方法

適格請求書発行事業者が適格請求書等の発行に代えて行う電磁的記録の提供には、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次に掲げるようなものが該当する。

- (1) EDI取引を通じた提供
- (2) 電子メールによる提供
- (3) PDF等による提供
- (4) インターネット上のサイトを通じた電子データの提供
- (5) 電子インボイスの標準様式での提供

※EDI (Electronic Data Interchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいう。

■適格請求書の保存方法

	売手 (適格請求書の交付及び写しの保存)	買手 (帳簿及び適格請求書の保存)
書面による交付 	【適格請求書の写しの保存方法】 <ul style="list-style-type: none">・書面での保存・電子書類保存(電帳法第4条2項)※1・スキャナ保存(電帳法第4条3項)	【適格請求書の保存方法】 <ul style="list-style-type: none">・書面での保存・スキャナ保存(電帳法第4条3項)
電子取引(電磁的記録)   	【適格請求書の写しの保存方法】 <ul style="list-style-type: none">・電磁的記録※2・出力した書面(新消費税施行規則第26条の8②)	【適格請求書の保存方法】 <ul style="list-style-type: none">・電磁的記録・出力した書面(新消費税施行規則第15条の5②)

* 申告所得税及び法人税に係る保存義務者における電子取引については、令和3年度税制改正により、書面等に出力して保存する措置が廃止されたが、令和4年度税制改正により2年間の宥恕措置が設けられた。

■書面交付の適格請求書のデータをシステムで作成していた場合(前頁※1)

電子帳簿保存法第4条2項の「**電子書類保存制度**」により電子データのまま保存することが出来る。

●電子書類の保存

自己が**一貫して電子計算機を使用して作成**する場合には、電磁的記録の保存をもって書類の保存に代えることができる。

●保存要件

- ①電子計算機処理システムの概要書等の備付け
- ②見読可能装置の備付け等
- ③ダウンロードの求めに応じること(規則第2条第2項三号)

■電子インボイスを「電磁的記録のまま」保存する場合(前頁※2)

電子帳簿保存法第7条「**電子取引に係るデータ保存制度**」の規定を引用しているため、その要件に従って保存する必要がある。

- ①次に掲げる措置のいずれかを行い、②システム概要書類の備付け、③見読可能装置の備付け等、
- ④検索機能の確保、の要件に従って保存しなければならない。
 - 一 タイムスタンプが付与されたデータを受領
 - 二 速やかに(又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付与
 - 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して授受及び保存
 - 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け

「申告所得税・法人税」と「消費税」の違い

問21 電子取引で授受したデータについて、所得税法・法人税法と消費税法で取扱いにどのような違いがあるのですか。

【回答】 令和3年度の税制改正により、**所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)**及び**法人税に係る保存義務者**については、令和4年1月1日以後行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面やマイクロフィルム(以下「書面等」といいます。)に出力して保存する措置が廃止されましたので、その**電磁的記録を一定の要件の下、保存しなければならないこととされました。**

一方、**消費税に係る保存義務者**が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、令和4年1月1日以後も引き続き、その**電磁的記録を書面に出力することにより保存することも認められています。**令和5年10月の適格請求書等保存方式の導入に伴う電子インボイスの保存についても、一定の方法により出力した書面の保存により仕入税額控除の適用が可能です。

■請求書等の控え保存方法の区分

請求書等		売手	買手
書面		書面での保存 電子書類保存(電帳法第4条2項) スキャナ保存(電帳法第4条3項)	書面での保存 スキャナ保存(電帳法第4条3項)
電子取引	令和4年1月1日以後	申告所得税/法人税 消費税込	電磁的記録(電帳法第7条)※2年間の宥恕措置 電磁的記録(電帳法第7条)※2年間の宥恕措置
	令和5年10月1日以後	申告所得税/法人税 消費税込	電磁的記録(電帳法第7条)※2年間の宥恕措置 電磁的記録(電帳法第7条)※2年間の宥恕措置
		消費税込	電磁的記録 出力した書面(新消費税施行規則第26条の8②)
			電磁的記録 出力した書面(新消費税施行規則第15条の5②)

※現行の消費税においては、課税仕入れの対価の額の合計額が3万円未満の場合には、帳簿の保存のみでよい。

VI 電子インボイスの標準仕様の方向性

概要

事業者のバックオフィス業務においては、「紙」と「デジタル」が交錯し、エンド・トゥ・エンドでデジタルに対応できていないことが、リモートワークなど自由な働き方や効率化・生産性向上を阻害しているという実態があります。

そこで、デジタル庁は、官民連携のもと、グローバルな標準仕様である「Peppol(ペポル)」をベースとしたわが国における「電子インボイス」の標準仕様の策定・その普及に向けた取組を行い、事業者のバックオフィス業務のデジタル完結の実現を目指しています。

(参考1)「Peppol(Pan European Public Procurement Online)」とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」に関するグローバルな標準仕様です。国際的な非営利組織である「OpenPeppol」という団体により管理されています。

(参考2) デジタル庁は、2021年9月、「OpenPeppol」の正式メンバーとなり、わが国の管理局(Peppol Authority)としての活動を開始しています。

よくある質問: JP PINTについて(概要)

Q1-1 JP PINT(標準仕様)とは、そもそもどういうものなのか。全ての電子インボイスはこの仕様でないといけないのか。また、電子インボイスの発行自体が義務となるのか。

A1-1 **JP PINT** は、Peppolネットワークでやり取りされる**電子インボイスの日本の標準仕様**です。なお、これはあくまでもPeppolネットワークでやり取りするための電子インボイスの標準仕様であって、**全ての電子インボイスをこの標準仕様とする必要はありません**。また、電子インボイスの提供自体は義務ではありません。

(※)消費税の適格請求書等保存方式において、適格請求書発行事業者は課税事業者からの求めに応じ適格請求書を交付する必要(適格請求書の交付義務)があるが、**交付される適格請求書が電子インボイスである必要はありません**。

Q1-4 この標準仕様は、2023年10月からの消費税の仕入税額控除の適用のために保存が必要となる適格請求書(電子インボイス)に必要な記載事項に対応しているという理解でよいか。

A1-4 この標準仕様のInvoice transactionのSemantic modelは、2023年10月からの消費税の「適格請求書」の記載事項を満たすことを前提に作成されています。したがって、**売り手(C1)**において、この標準仕様を用いて「**適格請求書**」の記載事項を満たす**電磁的記録(消費税制度における「電子インボイス」)**を生成することは可能です。

Q1-5 この標準仕様に基づいたインボイスデータセットをやり取りすれば、消費税の仕入税額控除の適用を受けることができるということか。

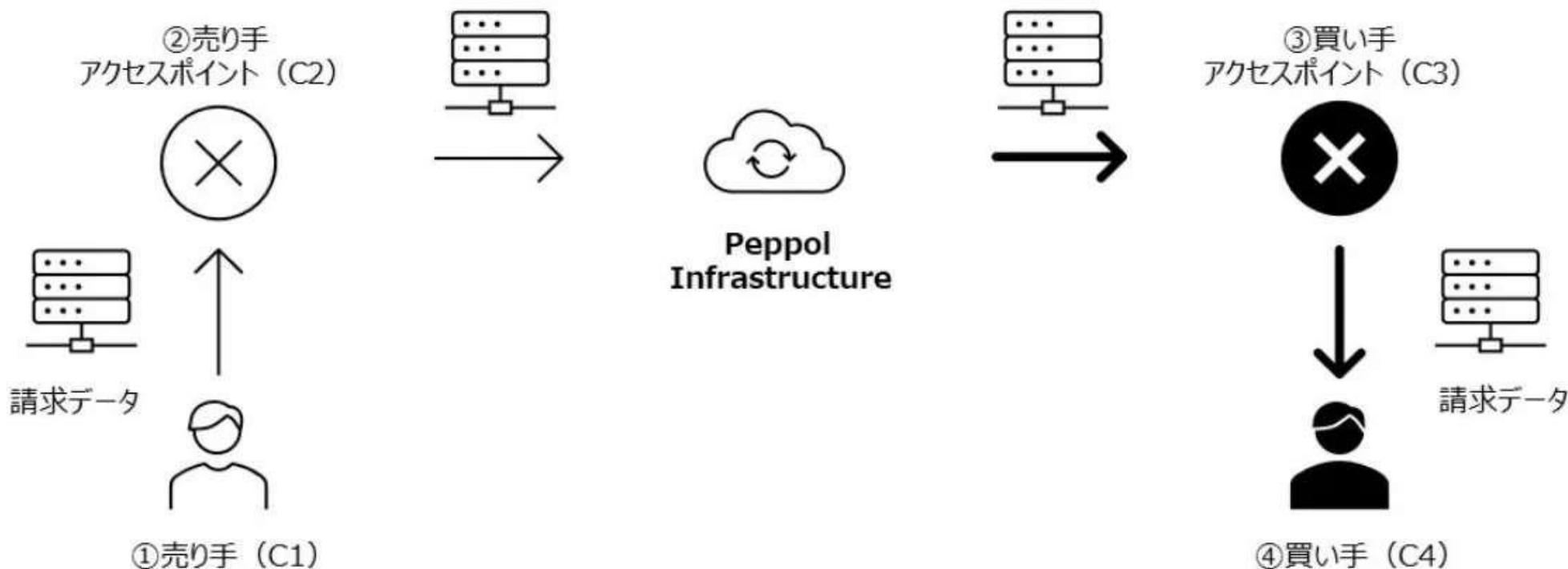
A1-5 この標準仕様に基づいたインボイスデータセットは、消費税の「適格請求書」の記載事項を満たすことが可能となっています。したがって、適格請求書として必要な情報を含んだこの標準仕様のインボイスデータセットを**法令が求める要件を満たす方法(電子帳簿保存法に準じた方法)**で保存する場合、**買い手(C4)**は仕入税額控除の適用が可能となります。

よくある質問:Peppolネットワークでの電子インボイスのやり取りについて(概要)

Q2-1 そもそも「Peppolネットワークで電子インボイスをやり取りする」ということはどういうことか。

A2-1 厳密には、売り手のアクセスポイント(C2)と買い手のアクセスポイント(C3)の間で、標準仕様にそったインボイスデータセットをやり取りすることを言います。

なお、Peppolの仕組みは、いわゆる「4コーナー」モデルが採用されています。ユーザー(売り手)(C1)は、自らのアクセスポイント(C2)を通じ、Peppolネットワークに接続し、買い手のアクセスポイント(C3)にインボイスデータセットを送信し、それが買い手(C4)に届く仕組みとなっています。



よくある質問:Peppolネットワークでの電子インボイスのやり取りについて(概要)

Q2-2 Peppolネットワークの中でやり取りされる電子インボイスを保存する仕組みはないのか。

A2-2

Peppolの仕組みの中で、やり取りされる電子インボイスを保存するサービスはありません。

(※)消費税法上、売り手(C1)は「提供した電子インボイス」を、買い手(C4)は仕入税額控除の適用のため「提供された電子インボイス」を法令が求める要件を満たす方法でそれぞれ保存する必要があります。

Q2-3 「C1(売り手)とC2(アクセスポイント)の間」や「C3(アクセスポイント)とC4(買い手)の間」のやり取りについては、この標準仕様を用いなくてもよいということか。仮に用いなくてよいということであれば、そのための標準仕様は策定しないのか。今後、どのような内容を更新していくのか。

A2-3

この標準仕様は、売り手のアクセスポイント(C2)と買い手のアクセスポイント(C3)の間でやり取りされる電子インボイスの日本の標準仕様です。したがって、それ以外の部分(例えば、「売り手(C1)と売り手のアクセスポイント(C2)」や「買い手のアクセスポイント(C3)と買い手(C4)」)でこの標準仕様を用いなければならないわけではありません。

しかしながら、売り手のアクセスポイント(C2)が提供するサービス次第ではありますが、売り手(C1)において、この標準仕様を用いたインボイスデータセットの生成が求められることもあり得ると考えられます。

なお、「C1(売り手)とC2(売り手のアクセスポイント)」や「C3(買い手のアクセスポイント)とC4(買い手)」の間でやり取りされるインボイスデータセットの標準仕様を定めることは考えていません。

VII 準備・検討すべきこと

☑ 適格請求書発行のためのシステム対応

- ・適格請求書の記載事項に対応した**販売管理システム**や**請求書発行システム**への対応が必要となる。
- ・**自社開発**の販売管理システム等を使用している場合、又は**パッケージシステム**でも**カスタマイズ**を行っている場合には、システム改修を早めに取り組み必要がある。
- ・ほとんどの課税事業者が、適格請求書を交付する必要があるため、システム改修を行うべき事業者も、かなりの数になることが想定される。
- ・システム開発のためのSEが確保できないということにならないよう、早めの準備対応が望まれる。

☑ 電子インボイス等の活用

- ・**インボイス制度**では、適格請求書の交付と写しの保存義務があるが、**電磁的記録**での**交付**と**保存**が認められるため、電子インボイスを検討し、**売上請求書の電子化・ペーパーレス化**を進める機会としたい。
- ・**申告所得税及び法人税**の保存義務者の**電子取引**については、令和3年度税制改正により、書面等に印刷して保存する代替的措置が廃止されたが、令和4年度税制改正で2年間の宥恕措置が設けられた。
- ・この2年宥恕期間とインボイス制度の導入の時期がかぶるため、企業の本来の目的である電子化・ペーパーレス化を実現し、企業のDXを進める好機としたい。
- ・なお、**消費税法**は、インボイス制度のもとでは、電磁的記録を書面に出力して保存することも認められる。

☑ 請求書の端数処理

- ・適格請求書は、**一の適格請求書**につき税率ごとに**1回の端数処理**という原則をふまえて、「納品書につき一回の端数処理を行い合計請求書は合算して作成するか」などの方針決定と、システムの準備対応が必要となる。

☑ 免税事業者との関係

- ・インボイス制度では保存の対象が、帳簿及び適格請求書になる。
- ・適格請求書発行事業者でない免税事業者からの仕入れについては、原則として、仕入税額控除を行うことができない。
- ・免税事業者との条件を見直すことも考えられるが、「優越的地位の濫用」にならないように、独禁法、下請法等といった法律に注意した対応が必要となる。

区分	取引先	注意点
インボイス制度前からの 継続取引	法人事業者 仕入先・大口取引先	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の企業規模で推定できる ・ほとんどが課税事業者と想定される
	個人事業者 小規模事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・課税事業者かどうかの確認 ・免税事業者の場合は、適格請求書発行事業者となるか確認 ・取引条件の交渉を行うかどうか
	スポット取引 経費精算取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取引ごとの請求書及び領収書の内容で判断 ⇒タクシー代、飲食代等
インボイス制度後の 新規取引	継続取引	<ul style="list-style-type: none"> ・契約交渉段階で適格請求書発行事業者か確認 ・取引条件の交渉を行うかどうか
	スポット取引 経費精算取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取引ごとの請求書及び領収書の内容で判断 ⇒タクシー代、飲食代等

☑ 免税事業者からの仕入等の経理処理

- ・「消費税経理処理通達」の改正により、免税事業者からの仕入等は、仕入税額控除できる金額のみが仮払消費税として計上する金額となる。
- ・経理での仕訳計上の方法、財務会計システムの対応を確認する必要がある。

☑ 受領する請求書等に関する電子帳簿保存法の活用

- ・受領する請求書等が「**書面**」である場合には、一定の要件のもとでスキャンして保存すれば、その書面を廃棄することができる電帳法の「**スキャナ保存制度**」の活用が考えられる。令和3年度税制改正で大幅に要件緩和されたため、活用しやすくなっている。
- ・受領する請求書等が「**電子インボイス(電子取引)**」場合には、**消費税**は、電磁的記録での保存も、書面に出力しての保存も認められる。
- ・なお、**申告所得税及び法人税**の保存義務者は、電子取引は、要件にもとづいて保存する必要があるが、令和4年4月1日から令和5年12月31日までの2年間は宥恕措置が設けられた。2年間は、**①要件によらずに電子データのまま保存するか、②書面に出力して保存するか、いずれかの方法で保存する。**

☑ 適格請求書発行事業者の登録番号との突き合わせ

- ・仕入控除税額を適正に計算するためには、**適格請求書発行事業者であるかの確認**や、**登録番号の確認**を行っていく必要もでてくる。将来的には、**国税庁のHP**で公表される登録番号と、自社システムを連動させて、自動的に検証ができるシステムの開発なども検討していく必要がある。

ホーム (登録番号を検索)	お知らせ	ご利用ガイド	ダウンロード Web-API	登録番号とは	よくある質問
-----------------------------------	----------------------	------------------------	------------------------------------	------------------------	------------------------

🔍 登録番号を検索する

登録番号 ("T"を除く13桁の半角数字) を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

[> ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

適格請求書発行事業者公表システムWeb-API機能

Web-API機能は、利用者の皆様が保有するシステムからインターネットを經由して、簡単なリクエストを送信していただくことで、指定した登録番号で抽出した情報、指定した期間で抽出した更新（差分）情報を取得するための、システム間連携インターフェース（データ授受の方式）を提供するものです。

- [▼ 適格請求書発行事業者公表システムWeb-APIの概要](#)
- [▼ Web-APIの利用にあたって](#)
- [▼ Web-APIの詳細について](#)
- [▼ Web-APIの検証](#)
- [▼ お問い合わせ](#)



アクタス税理士法人

アクタス社会保険労務士法人

アクタスHRコンサルティング(株)

アクタスITソリューションズ(株)

アクタスマネジメントサービス(株)

赤坂事務所

東京都港区赤坂4-2-6 住友不動産新赤坂ビル2F
TEL:03-3224-8888

立川事務所

東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL:042-548-8001

大阪事務所

大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682

長野事務所

長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F
TEL:0265-59-8070

<https://www.actus.co.jp>

アクタスグループ

